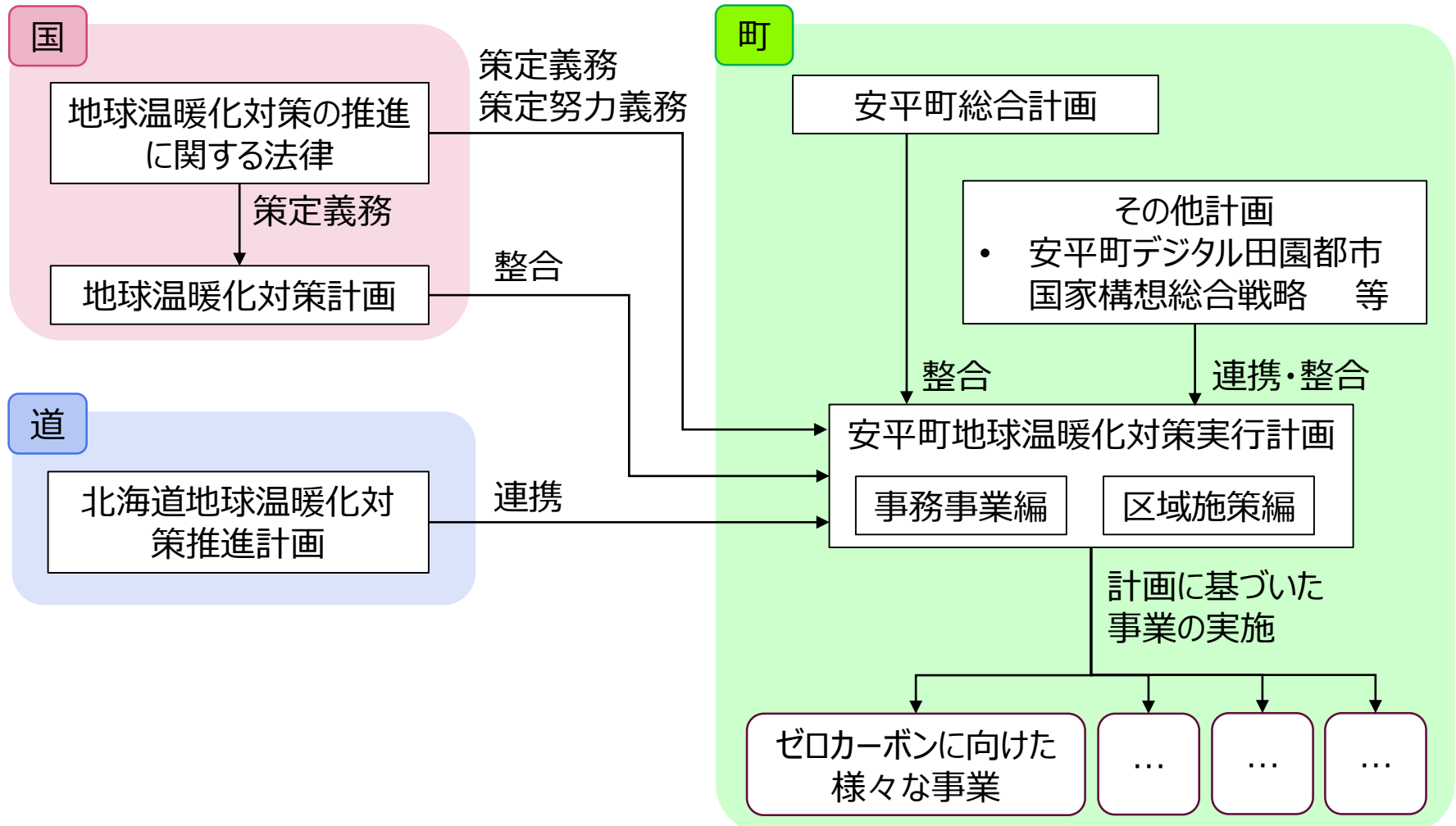


安平町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) (案) の概要

- 地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策推進法第21条に基づいて策定される計画です。
- 地球温暖化対策実行計画は、事務事業編と区域施策編に分かれています。
- 事務事業編は、安平町の事務事業（＝行政としての活動全体）を対象に、これに伴う温室効果ガス排出量の削減に関することを定めた計画です。こちらは昨年度に策定いたしました。
- 区域施策編は、行政のみならず、家庭や民間企業の活動を含めた安平町全体を対象として、安平町の自然的社会的条件を踏まえて、安平町全体の温室効果ガス排出量の削減に関することを定めた計画です。

区域施策編の位置付け

地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法により策定が義務・努力義務付けられており、町の総合計画やその他計画はもちろん、国や道の計画とも整合や連携をとることが必要とされています。策定後は本計画に基づいてゼロカーボンシティ実現に向けた事業を実施していくことになります。



- 第1章 区域施策編策定の基本的事項・背景（1～8ページ）
- 第2章 温室効果ガス排出量の推計（9～24ページ）
- 第3章 計画全体の目標（25～27ページ）
- 第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策（28～36ページ）
- 第5章 適応のための取組（37～44ページ）
- 第6章 区域施策編の実施及び進捗管理（45ページ）
- 第7章 資料編（46～85ページ）

第1章 区域施策編策定の基本的事項・背景

1.1. 区域施策編策定の背景（1～4ページ）

気候変動の影響、地球温暖化対策をめぐる国際・国内の動向、安平町における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針、本計画の位置付け（前述）といった内容について整理しています。

1.2. 区域の特徴（5～7ページ）

地域の概要、気候概況、人口と世帯数、地域の産業の動向といった内容について整理しています。

1.3. 計画期間（8ページ）

環境省のマニュアルで推奨されている通り、2013年を基準年度、2030年を目標年度とし、2025年度から2030年度の6年間を計画期間としています。

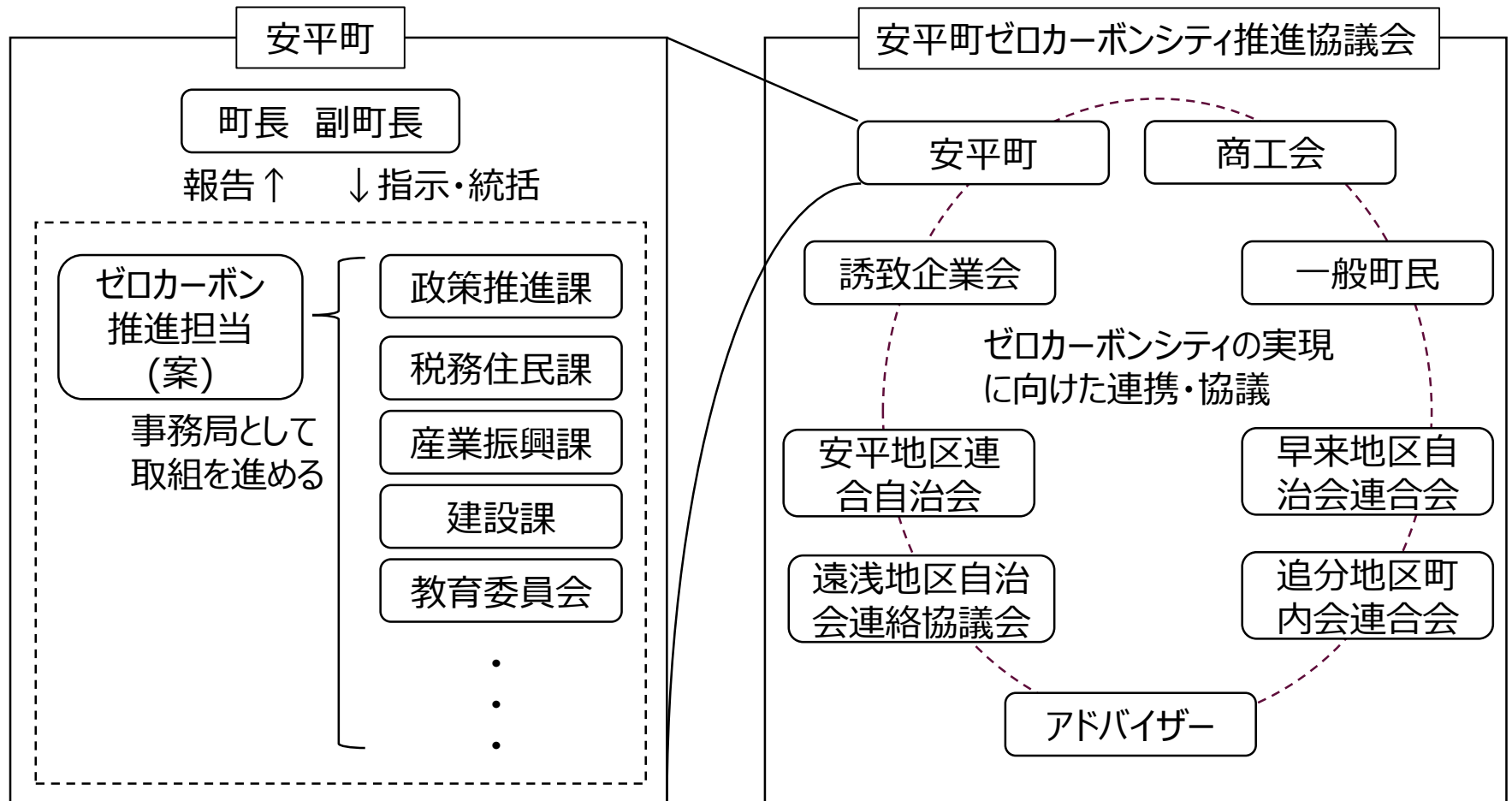
1.4. 推進体制（8ページ）

次のページをご参照ください。

第1章 区域施策編策定の基本的事項・背景

1.4. 推進体制（8ページ）

区域施策編の推進に当たり、庁内においては町長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な体制を構築し、これをゼロカーボン推進担当（案）が事務局として取組を進めます。庁外においては、安平町ゼロカーボンシティ推進協議会を中心に、行政、町民、事業者で連携・協働し、区域施策編を推進して参ります。



第2章 温室効果ガス排出量の推計

2.1. 対象とする温室効果ガスの排出量とその推計方法（9～10ページ）

対象とする温室効果ガスは、環境省推奨の範囲と同一とし現実的に推計が可能なものとしています。

ガス種	分野・部門		概要	環境省推奨の検討対象※	安平町における検討対象
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	○	○
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	○	○
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	○	○
		業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	○	○
		家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	○	○
	運輸部門	自動車	自動車（貨物・旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	○	○
		鉄道・船舶・航空	鉄道・船舶・航空におけるエネルギー消費に伴う排出。		
	エネルギー転換部門	発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロスに伴う排出。			
エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	廃棄物分野	一般廃棄物の焼却処分	一般廃棄物の焼却処分に伴い発生するエネルギー起源でないCO ₂ やCH ₄ 、N ₂ Oの排出。	○ (内、CO ₂ のみ)	○ (内、CO ₂ のみ)
		その他埋立等	廃棄物の埋立処分、産業廃棄物の焼却処理、排水処理などに伴い発生するエネルギー起源でないCO ₂ やCH ₄ 、N ₂ Oの排出。		
	その他		自動車走行、家畜の飼育・排泄物管理、水田からの放出、肥料使用などに伴い発生するCH ₄ やN ₂ Oなどの排出。		

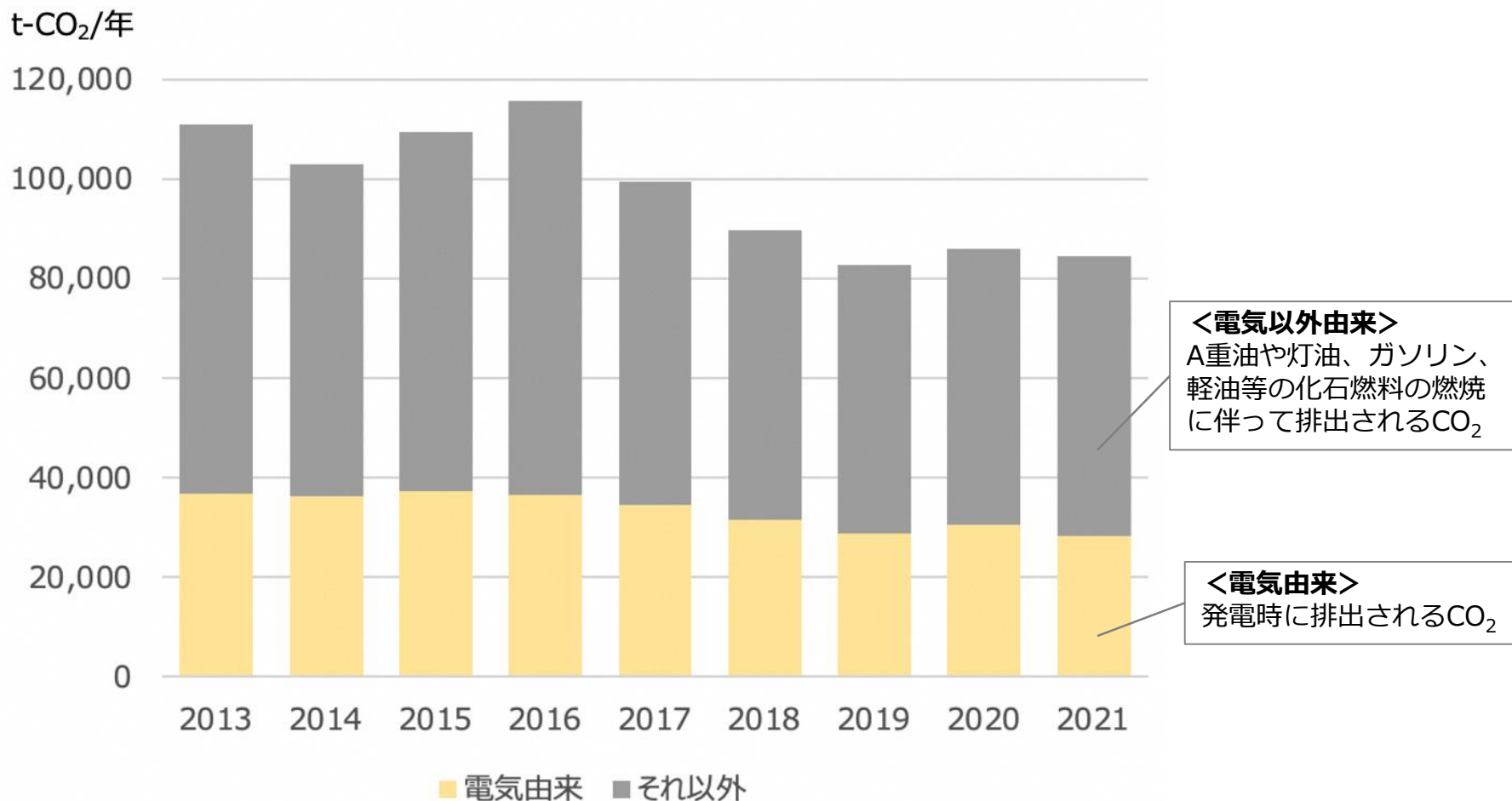
上記の分野について、安平町において直接的に排出されたCO₂を対象とする。製品製造時に排出されたガスは製造された地域でカウントするものとし、利用する地域ではカウントしない。ただし、電力については、利用場所でカウントするものとする。

第2章 温室効果ガス排出量の推計

2.2. 区域の温室効果ガス排出量の推計とその分析（11～20ページ）

温室効果ガス排出量は、2016年をピークに減少傾向にあり、最新の2021年は8.4万トンでした。電気由来の温室効果ガス排出量はほぼ一定で、変動しているのは電気以外由来の温室効果ガス排出量となっています。

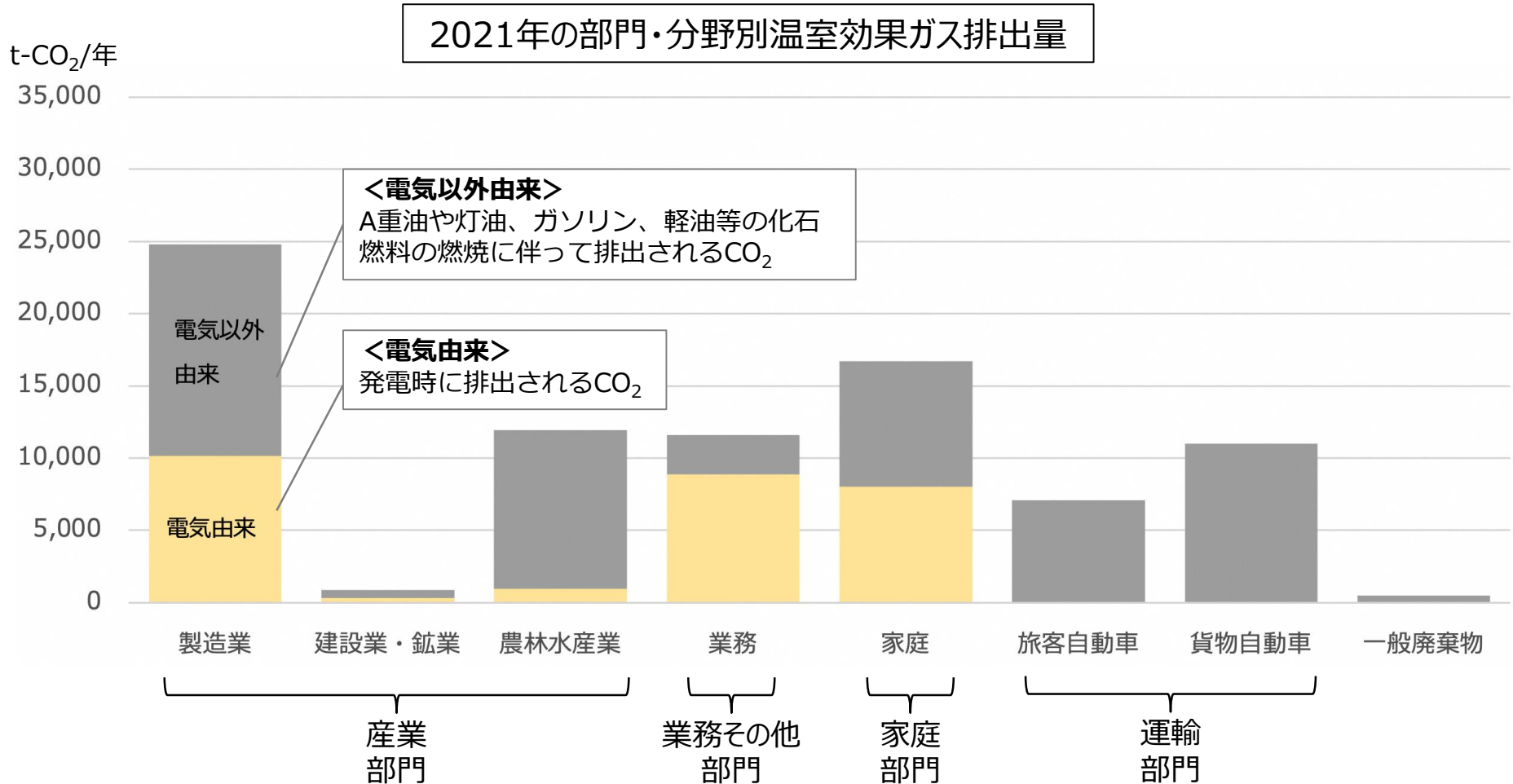
温室効果ガス排出量総量の推移（電気と電気以外区分）



第2章 温室効果ガス排出量の推計

2.2. 区域の温室効果ガス排出量の推計とその分析（11～20ページ）

2021年の部門・分野別の温室効果ガス排出量を見ると、排出量としては製造業や家庭部門が多いことや、業務の排出量の多くが電気由来であることが把握できます。

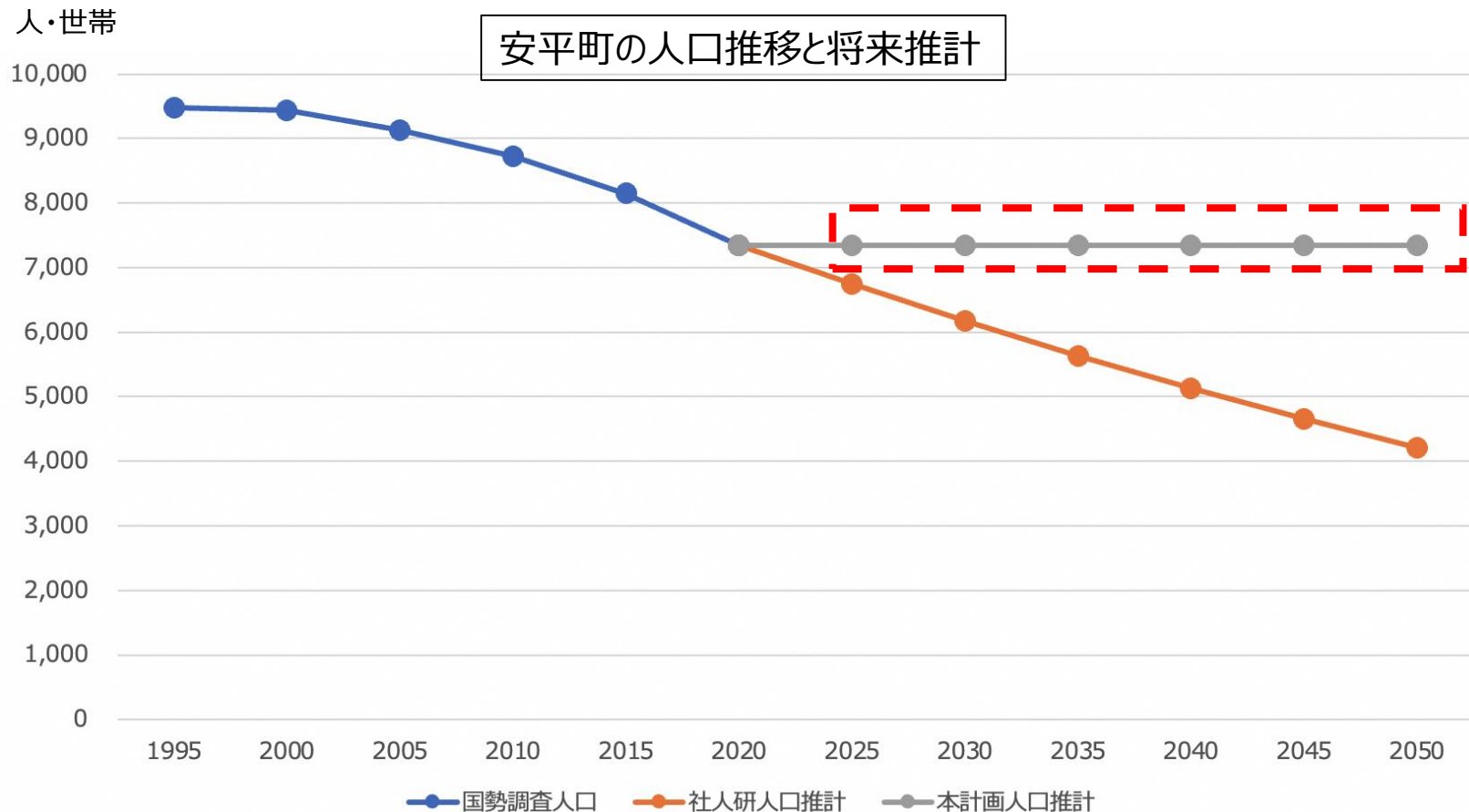


出典：環境省「自治体排出量カルテ」並びに「一般廃棄物処理実態調査結果」を一部補正して作成
排出係数は環境省公表資料及び国の地球温暖化対策計画より

第2章 温室効果ガス排出量の推計

2.3. 現状趨勢における区域の温室効果ガス排出量の将来推計（21～24ページ）

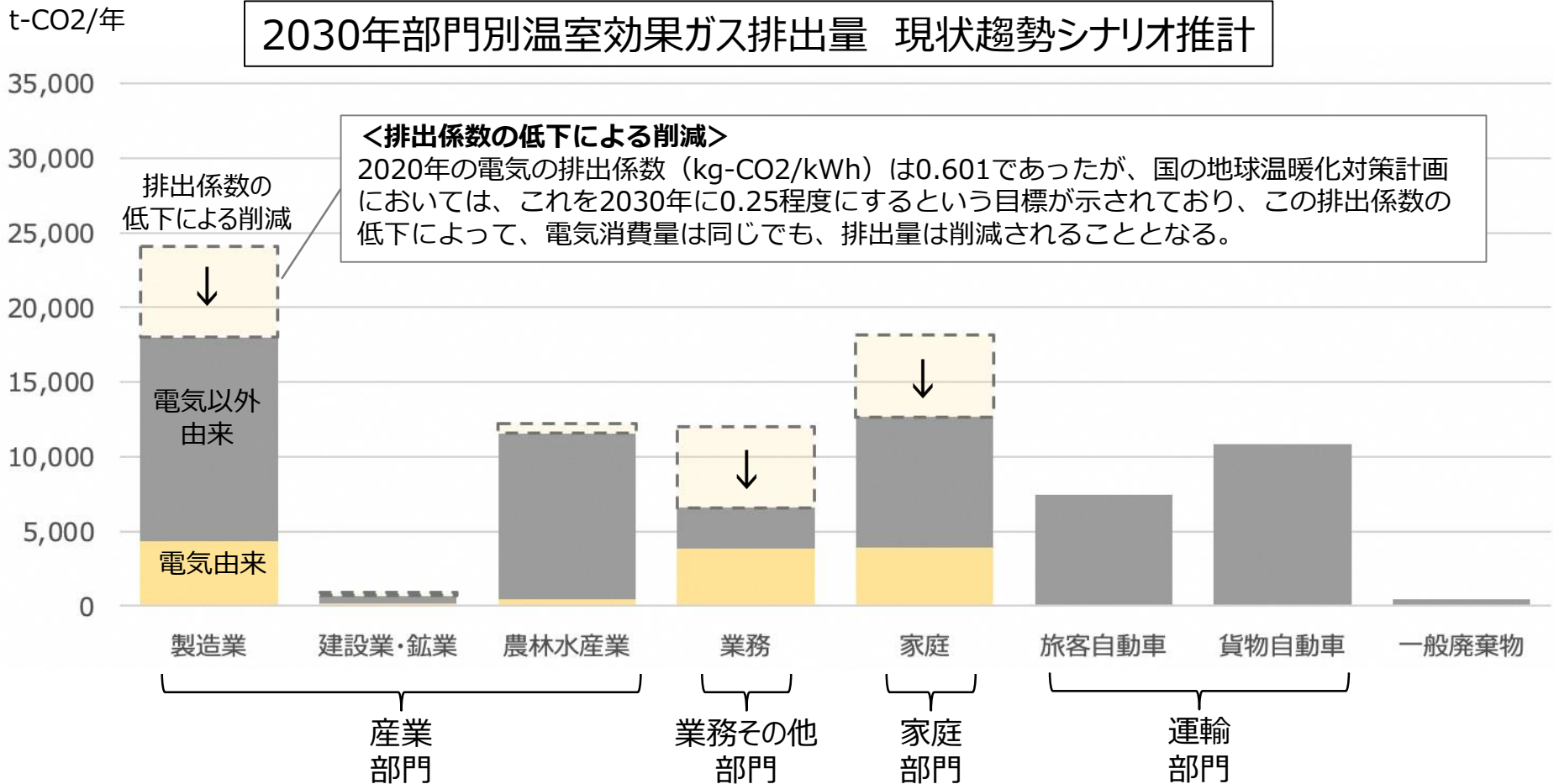
温室効果ガス排出量が人口に比例するものと仮定し、温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。人口については、国の研究機関では2050年までに人口が半数程度に減少することが推計されていますが、近年の人口動態や今後予想される社会情勢の変化から、本計画では、2020年と同様の人口が2050年まで維持されているという前提を置きました。



第2章 温室効果ガス排出量の推計

2.3. 現状趨勢における区域の温室効果ガス排出量の将来推計（21～24ページ）

2030年においては人口やエネルギー使用量は変わらないものの、安平町の取組とは関係なく電気の排出係数が低下する見込みであり、これを反映すると2030年の温室効果ガス排出量は6.8万トンとなり、2013年比38%減となる見込みです。



第3章 計画全体の目標

3.1. 総量削減目標 (25ページ)

国と北海道の削減目標を参考にし、安平町の削減目標は、安平町の所在する北海道に合わせて2030年に48%削減（2013年比）としています。

国の総量削減目標

2030年に**46%**削減（2013年比）

2030年削減目標 (2013年比)		国
起 源 C O 2	産業	-38%
	業務その他	-51%
	家庭	-66%
	運輸	-35%
	エネルギー転換	-47%
非エネルギー起源CO2		-14%
メタン		
一酸化二窒素		
代替フロン等4ガス		
吸収源		
合計		-46%

※ 吸収源は2013年排出量に対する比率

北海道の総量削減目標

2030年に**48%**削減（2013年比）

2030年削減目標 (2013年比)		北海道
起 源 C O 2	産業	-31%
	業務その他	-43%
	家庭	-47%
	運輸	-28%
	エネルギー転換	-31%
非エネルギー起源CO2		-11%
メタン		-10%
一酸化二窒素		-16%
代替フロン等4ガス		-44%
吸収源		-15%
合計		-48%

※ 吸収源は2013年排出量に対する比率

第3章 計画全体の目標

3.2. 部門・分野別削減目標（26～27ページ）

現状趨勢シナリオにおける2030年の温室効果ガス排出量に対し、追加の削減対策を行っていくことで、2030年に48%削減（2013年比）を目指します。

	2013年	2020年		2030年現状趨勢		2030年目標		
	排出量 (t-CO2)	排出量 (t-CO2)	削減状況 (2013年比)	排出量 (t-CO2)	削減状況 (2013年比)	排出量 (t-CO2)	削減目標 (現状趨勢比)	削減目標 (2013年比)
産業	50,130	37,181	-26%	30,253	-40%	25,939	-14%	-48%
業務その他	17,063	11,989	-30%	6,575	-61%	5,274	-20%	-69%
家庭	22,830	18,192	-20%	12,669	-45%	11,636	-8%	-49%
運輸	20,200	18,243	-10%	18,243	-10%	14,163	-22%	-30%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	616	479	-22%	479	-22%	479	0%	-22%
合計	110,839	86,084	-22%	68,219	-38%	57,491		-48%

あと10%足りない

追加の削減対策

48%削減の実現

- 追加の削減対策における各部門の削減目標は、北海道の部門毎の削減目標に応じた構成比をとった上、次の調整を行っています。
- 運輸部門については、国として燃費向上を目指しており、道としても「自動車数当たりのエネルギー消費量を年率2.5%削減する」ことを目指しており、安平町の固有の対策以外でも、国、道、メーカーの努力等によって燃費は向上していくことが考えられるため、運輸部門の削減目標を積み増しています。
- 安平町ではゴミの分別が十分に進んでおり、分別の促進によってこれ以上廃棄物分野の削減量を積み増すことは困難と考えられるため、廃棄物分野の追加の削減対策における削減目標はゼロにしました。
- 以上2点の削減目標の調整によって生じた差分は、家庭部門において調整しています。

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.1. 施策の体系（28～29ページ）

まずは施策について、網羅的な体系に整理しました上で、取り組みやすく、地域課題の解決にもつながる施策を重要施策として位置付け、個別に指標と目標を定めてまいります。

大分類	中分類	小分類	★：重要施策
再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電の導入促進	公共施設屋根・町有地への太陽光発電の導入	★
		住宅屋根への太陽光発電の導入促進	★
		民間施設屋根・民有地（農地含）への太陽光発電の導入促進	★
	風力発電の導入促進	風力発電の導入促進	
	木質バイオマス発電・熱利用の導入促進	木質バイオマス発電・熱利用の導入促進	
	バイオガス発電・熱利用の導入促進	バイオガス発電・熱利用の導入促進	
	地熱発電の導入促進	地熱発電の導入促進	
	太陽熱利用の導入促進	太陽熱利用の導入促進	
	地中熱利用の導入促進	地中熱利用の導入促進	
	雪氷熱利用の導入促進	雪氷熱利用の導入促進	
省エネルギーの促進	家庭部門における省エネルギーの促進	住宅の省エネルギー化	★
		省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	
		徹底的なエネルギー管理の実施	
	業務その他部門における省エネルギーの促進	建築物の省エネルギー化	
		省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	★
		徹底的なエネルギー管理の実施	

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.1. 施策の体系（28～29ページ）

まずは施策について、網羅的な体系に整理しました上で、取り組みやすく、地域課題の解決にもつながる施策を重要施策として位置付け、個別に指標と目標を定めてまいります。

大分類	中分類	小分類	★：重要施策
省エネルギーの促進 (続き)	運輸部門における省エネルギーの促進	道路交通流対策	
		環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	
		公共交通機関及び自転車の利用促進	
		脱炭素物流の推進	
	産業部門における省エネルギーの促進	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	
		業種間連携省エネルギーの取組推進	
エネルギー転換の促進	家庭部門における電化の促進	電化設備・機器の導入促進★	
		電化設備・機器の導入促進★	
	業務その他部門における電化の促進	電動車の導入促進★	
		電動車の導入促進★	
	運輸部門における電化の促進	充電ステーションの普及促進	
CO2吸収源の整備	CO2吸収源の整備	森林吸収源対策	
		都市緑化等の推進	
ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み	脱炭素型ライフスタイルへの転換	脱炭素型ライフスタイルへの転換★	
	環境教育の充実	環境教育の充実★	
	地域マイクログリッドの構築	地域マイクログリッドの構築★	
	その他の取り組み	その他の取り組み	

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.2. 再生可能エネルギーの導入促進における重要施策（29～31ページ）

分類	内容		
(大)再生可能エネルギーの導入促進 (中)太陽光発電の導入促進 (小)公共施設屋根・町有地への太陽光発電の導入	公共施設の屋根（屋上含む）並びに町有地に太陽光発電設備を設置する。発電した電気は主に太陽光発電設備を設置した公共施設で自家消費する。		
	指標	現状	目標
	計画期間中に公共施設屋根・町有地に設置されている太陽光発電の設備容量を指標とする。 当該設備容量については、事務事業編のデータ整理の中で確認する。	0kW	1,760kW

分類	内容		
(大)再生可能エネルギーの導入促進 (中)太陽光発電の導入促進 (小)住宅屋根への太陽光発電の導入促進	住宅屋根への太陽光発電の導入に関わる普及啓発や、補助制度の創設を含めた支援を行う。		
	指標	現状	目標
	住宅用太陽光発電を設置している世帯の割合を指標とする。 設置している世帯の割合はアンケートにて確認する。	6%	11%

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.2. 再生可能エネルギーの導入促進における重要施策（29～31ページ）

分類	内容		
(大)再生可能エネルギーの導入促進 (中)太陽光発電の導入促進 (小)民間施設屋根・民有地（農地含）への太陽光発電の導入促進	農地を含めた民有地や民間施設の屋根への太陽光発電の導入に関わる普及啓発や、補助制度の創設を含めた支援を行う。		
指標	現状	目標	
民間事業所が、オンサイト・オフサイトで利用している太陽光発電の設備容量を指標とする。 当該設備容量はアンケートにて確認する。	530kW (オンサイトのみ)	8,400kW	

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.3. 省エネルギーの促進における重要施策（32～33ページ）

分類	内容		
(大)省エネルギーの促進 (中)家庭部門における省エネルギーの促進 (小)住宅の省エネルギー化	高断熱住宅の新築やリフォームに関わる普及啓発や、補助制度の創設を含めた支援を行う。		
	指標	現状	目標
	計画期間中に建設されたZEH+水準（UA値0.2以下）の住宅の軒数を指標とする。 当該住宅の軒数については、建築確認申請時に行うアンケートにて確認する。	0軒	22軒

分類	内容		
(大)省エネルギーの促進 (中)業務その他部門における省エネルギーの促進 (小)省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	公共施設の照明を、変更が妥当でないものを除いて全てLEDに変更する。		
	指標	現状	目標
	LED100%の公共施設の割合を指標とする。 当該施設数については、事務事業編のデータ整理の中で確認する。	19%	100%

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.4. エネルギー転換の促進における重要施策（33～34ページ）

分類	内容	
(大)エネルギー転換の促進 (中)家庭部門における電化の促進 (小)電化設備・機器の導入促進	暖房・給湯・厨房の電化に関わる普及啓発や、補助制度の創設を含めた支援を行う。	
指標	現状	目標
電気を使って暖房・給湯・厨房を賄っている世帯の割合を指標とする。 設置している世帯の割合はアンケートにて確認する。	暖房：21% 給湯：25% 厨房：38%	暖房：29% 給湯：32% 厨房：46%

分類	内容	
(大)エネルギー転換の促進 (中)業務その他部門における電化の促進 (小)電化設備・機器の導入促進	公共施設において、A重油並びに灯油を使用して暖房や給湯を行っている設備を電化する。	
指標	現状	目標
公共施設における化石燃料（A重油並びに灯油）の年間消費量を指標とする。 当該消費量については、事務事業編のデータ整理の中で確認する。	467kL	100kL

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.4. エネルギー転換の促進における重要施策（33～34ページ）

分類	内容	
(大)エネルギー転換の促進 (中)業務その他部門における電化の促進 (小)電動車の導入促進	町で使用する公用車を更新する際には電動車とする。ただし、代替可能な電動車（電気自動車、水素自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除く。	
指標	現状	目標
計画期間中の各年度に更新された公用車に占める電動車の割合を指標とする。 当該割合については、事務事業編のデータ整理の中で確認する。	0%	100%

分類	内容	
(大)エネルギー転換の促進 (中)運輸部門における電化の促進 (小)電動車の導入促進	乗用車並びに商用車（8t以下の小型車に該当するトラック、バス）について、新車購入時に電動車とするよう、普及啓発や、補助制度の創設を含めた支援を行う。	
指標	現状	目標
(1)計画期間中の各年度に新車として購入された乗用車に占める電動車の割合、並びに(2)計画期間中の各年度に新車として購入された商用車（8t以下の小型車に該当するトラック、バス）に占める電動車の割合を指標とする。 当該割合はアンケートにて確認する。	(1)0% (2)0%	(1)60% (2)25%

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.5. ゼロカーボンシティ実現を支える仕組みにおける重要施策（34～36ページ）

分類	内容		
(大)ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み (中)脱炭素型ライフスタイルへの転換 (小)脱炭素型ライフスタイルへの転換	広報誌やあびらチャンネル、SNS、イベント等を通じてゼロカーボンシティ実現に向けた普及啓発・情報提供を行う。		
	指標	現状	目標
	ゼロカーボンシティ実現に向けた普及啓発イベント（あびら環境フォーラム等）の参加人数（年間）を指標とする。 当該人数については、町として確認する。	40人	100人

分類	内容		
(大)ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み (中)環境教育の充実 (小)環境教育の充実	学校での学習や課外活動を通じて児童・生徒向けにゼロカーボンシティ実現に向けた普及啓発・情報提供を行う。		
	指標	現状	目標
	(1)安平町が2050年までに脱炭素を目指していることについて「知っていた」と回答する児童・生徒の割合と、(2)ゼロカーボンシティを作るための生活のしかたについて「すでに取り組んでいる」と回答をする児童・生徒の割合の平均値を指標とする。 これらの割合はアンケートにて確認する。	(1)7% (2)51%	(1)80% (2)80%

4.5. ゼロカーボンシティ実現を支える仕組みにおける重要施策（34～36ページ）

分類	内容		
(大)ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み (中)地域マイクログリッドの構築 (小)地域マイクログリッドの構築	町内の各地区に地域マイクログリッドの構築を推進する。		
指標	現状	目標	
地域マイクログリッドを構築した地域の箇所数を指標とする。 当該箇所数については、町として確認する。	0箇所	2箇所	

第5章 適応のための取組

5.1. 適応に関する基本的な考え方（37～38ページ）

北海道の「北海道気候変動適応計画」を元に、安平町において気候変動への適応を進めていくにあたって今後重点的に取り組む必要のある分野・項目を選定しました。

5.2. 予想される影響（39～41ページ）

「北海道気候変動適応計画」を元に、安平町において予測される気候変動の影響を整理しました。

5.3. 適応のための取組（42～44ページ）

「北海道気候変動適応計画」に倣い、産業、自然環境、自然災害、生活・健康の4つ分野と分野横断を加えた5つの分野毎に気候変動への適応のための取組を整理しました。

第6章 区域施策編の実施及び進捗管理

6.1. 実施（45ページ）

行政や町民、事業者との適切な連携・協働の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

6.2. 進捗管理・評価（45ページ）

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握する他、重要施策の進捗度合いについて、個別の指標をもって把握します。

これらの結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

6.3. 見直し（45ページ）

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。

	2025	2026	2027	2028	2029	2030
区域施策編の実施	→					
温室効果ガス排出量の把握・公表	●	●	●	●	●	●
重要施策の進捗度合いの評価・公表	●	●	●	●	●	●
アンケートの実施			●			●
計画の見直し	(適	宜	実	施)